

岩手県告示第451号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院、診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和2年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
龍ヶ馬場薬局	奥州市水沢龍ヶ馬場29番地37	令和2年1月31日
水沢マル薬局	奥州市水沢龍ヶ馬場3番地11	〃
山内耳鼻咽喉科医院	北上市諏訪町一丁目4番45号	令和2年2月7日
中村医院	九戸郡軽米町大字軽米第8地割97番地15	令和2年2月29日
日本調剤大手門薬局	花巻市花城町4番24号	〃
オーロラ薬局沼宮内店	岩手郡岩手町大字江刈内第10地割49番地1	令和2年3月31日
紫波中央歯科	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地3	〃
白岩小児科医院	久慈市川崎町10番30号	〃